

第4章 施策展開

1 発症の防止		
中柱	小柱・施策	ページ
(1)ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発	ア 広く県民に対する正しい知識の普及と理解の促進	44
	○依存症に関する普及啓発	45
	○ギャンブル等依存症問題啓発週間の取組	45
	○インターネットを利用したギャンブル等に関する啓発	45
	○依存症公開講座による理解の促進	45
	○職域における普及啓発の推進	45
	○地域の支援者向けの普及啓発の推進	46
	○かながわ依存症ポータルサイトによる情報提供	46
	イ 特に若年層を対象とした発症の防止	47
	○県内の公立学校への啓発	47
○正しい知識の理解の促進に向けた研修の実施	48	
○高校学習用教材「健康・未病学習教材」の作成・提供	48	
○私立高校・専修学校への啓発	48	
○大学生、新社会人等に向けた正しい知識の普及	48	
○ネット依存等に関する正しい知識の普及	48	
○「かながわ未病改善ナビサイト」による情報提供	48	
○高校生未満の子どもに対する正しい知識の普及	49	
◆コラム『ゲームの「ガチャ」機能について』	50	
ウ 関係機関との連携体制の強化	51	
○関係機関と連携した普及啓発の取組	51	
○アルコールや薬物依存症と連携したギャンブル等依存症の普及啓発の取組	52	
(2)こころの健康づくり	ア 職場におけるメンタルヘルス対策の推進	53
	○メンタルヘルス講演会の開催	53
	○職場のハラスメント対策等	53
	○職域研修会の実施	54
	○働く人のメンタルヘルス相談の実施	54

中柱	小柱・施策	ページ
(2) 心の健康づくり	イ 地域におけるこころの健康づくりの推進	55
	○こころの電話相談	55
	○精神保健福祉相談事業	56
	○いのちのほっとライン@かながわ	56
	○X（旧 Twitter）等広告事業	56
	○女性電話相談室	56
	○かながわひとり親家庭相談 LINE	56
	ウ 学校におけるこころの健康づくりの推進	57
	○スクールカウンセラー配置活用事業	58
	○スクールソーシャルワーカー配置活用事業	58
○県立高等学校等へのスクールメンター配置活用事業	58	
○教職員向け研修会への講師派遣	58	
○SOSの出し方に関する教育の推進	59	
○地域連携による高校生のこころサポート事業	59	
エ 心のサポーター養成事業の推進	60	
○心のサポーター養成研修の実施	60	
(3) ギャンブル等の不適切な誘引防止	ア 事業者等への配慮要請	61
	○事業者の取組の推進	66
	○違法賭博にかかる取組	66
	イ 関係機関との連携体制の強化	67
	○県ギャンブル等依存症対策推進協議会における検討・連携	68
○市町村自殺・依存症対策主管課長会議における連携	68	

(1) ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発

ア 広く県民に対する正しい知識の普及と理解の促進

【現状】

- ・ 県では、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及のため、リーフレット・ホームページ・動画等を活用した普及啓発や、精神保健福祉センター、保健福祉事務所・センター及び依存症治療拠点機関等におけるセミナーや講演会の開催等に取り組んでいます。
- ・ また、「かながわ依存症ポータルサイト」において、依存症に対応している県内の医療機関、自助グループや回復支援施設等の情報、依存症に関するセミナーやイベントについて情報提供しています。

【課題】

- ・ 令和4（2022）年度に県が実施した「県民ニーズ調査」では、依存症について、「意志が弱いことが原因」等、誤った認識を持たれている方が一定程度おり、また、相談窓口についても、「分からない」と回答している方がいます。これらのことから本県では未だ依存症に関する正しい知識が理解されているとは言えない状況にあるため、県民に対する更なる啓発が必要です。
- ・ また、自分が依存症であることを認められない傾向や、非難を恐れる気持ちから相談や治療につながりづらいという傾向があります。
- ・ 本県においても、ギャンブル等依存症が疑われる人の数と、相談者数や医療機関への受診者数に大きな差があることから、相談機関や医療機関等の更なる周知が必要です。
- ・ 加えて、「ギャンブル等」の射幸行為は多種多様であり、利用者も様々であることから、幅広くギャンブル等依存症の正しい知識の普及を進めていく必要があります。また、昨今、利用者が急増しているオンラインカジノなど、射幸行為の最新の状況等を把握しながら、対策を検討し、進めていく必要があります。

【施策】

◇ 依存症に関する普及啓発

ギャンブル等依存症を含む依存症の正しい知識や相談窓口などについて、広く県民に理解していただけるよう、普及啓発に取り組みます。

また、県ホームページにギャンブル等依存症についてのセルフチェックシートを掲載することにより、自らの依存状態へ気づきの機会を提供し、早期発見・早期治療につなげるきっかけづくりの取組を進めます。

さらに、県民の方々の目に触れる機会を増やすため、インターネット広告や動画のほか、バナー広告やデジタルサイネージ^{※1}等、様々な広報媒体を活用した普及啓発に取り組みます。

◇ ギャンブル等依存症問題啓発週間の取組

国が定める「ギャンブル等依存症問題啓発週間（毎年5月14日から20日）」において、市町村や依存症相談拠点・治療拠点機関、事業者等関係機関と連携し、広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるための広報活動を行います。

◇ インターネットを利用したギャンブル等に関する啓発

オンラインカジノやブックメーカー等の違法性の高いギャンブルなど、近年のインターネットを利用したギャンブル等について、危険性などの啓発に取り組みます。

◇ 依存症公開講座による理解の促進

ギャンブル等依存症についての正しい知識を学び、理解を深めることを目的として、依存症相談拠点機関及び治療拠点機関において、公開講座を実施します。

◇ 職域における普及啓発の推進

市町村や産業保健関係者、企業等を構成員とした「地域・職域連携推進協議会」と連携し、職域におけるギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及と理解を促進します。

※1 屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアを総称して「デジタルサイネージ」と呼びます。（一般社団法人デジタルサイネージコンソーシアム ホームページ参照）

◇ 地域の支援者向けの普及啓発の推進

ギャンブル等依存症の本人及びその家族等に関わる機会がある民生委員・児童委員・保護司等の地域の支援者に対して、ギャンブル等依存症に関する相談窓口等の周知を図ります。

◇ かながわ依存症ポータルサイトによる情報提供

ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が必要な支援につながるができるよう、「かながわ依存症ポータルサイト」において、依存症の治療や支援に対応している県内の医療機関、自助グループや回復支援施設等の情報や、依存症に関するセミナーやイベントについて情報提供します。

イ 特に若年層を対象とした発症の防止

【現状】

- ・ スマートフォンなどの普及により、若年層がオンラインカジノなどのギャンブルに触れられる機会が増えていますが、幼少期や青年期のギャンブル体験は、ギャンブル依存のリスクを高めることが懸念されています。
- ・ 県では、依存症に関する正しい知識の普及のため、広く県民に対し、リーフレット・ホームページ・動画を活用した普及啓発や、精神保健福祉センター、保健福祉事務所・センター及び依存症治療拠点機関等におけるセミナーや講演会の開催等に取り組んでいます。

【課題】

- ・ ギャンブル等を開始する年齢は10～20代が多くを占めることから、若年層を対象とし、ギャンブル等依存症の正しい知識について普及を進める必要があります。
- ・ また、本人が今後依存症になる可能性や、親世代になった際も想定し、違法行為なども含めて、普及啓発を行うことも重要です。
- ・ 近年のオンラインゲームで多く採用されている「ガチャ」については、ギャンブル等にはあたりませんが、射幸性が高いものといわれています。加えて、子どもは脳の発達が未成熟なため依存になりやすいことから、子どもや保護者等に対し、学校教育も含めて、依存症に対する正しい知識の普及を図っていく必要があります。

【施策】

◇ 県内の公立学校への啓発

県内の公立学校を対象に、児童・生徒の発達段階に応じて、ギャンブル等依存症や、スマートフォン・ゲーム等にかかる適正利用に関する正しい知識の普及啓発に取り組めます。

◇ 正しい知識の理解の促進に向けた研修の実施

県立の高等学校においては、令和4(2022)年度から年次進行で実施されている学習指導要領を踏まえ、教員に対しギャンブル等依存症の内容を含む研修を実施します。

また、県内の公立小・中学校においても、市町村教育委員会と連携し、ギャンブル等依存症の内容を含む研修を実施します。

◇ 高校学習用教材「健康・未病学習教材」の作成・提供

高校生向けの未病の学習教材「健康・未病学習教材」に、依存症について記載し、普及啓発に取り組みます。

◇ 私立高校・専修学校への啓発

私立高校や専修学校を対象に、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及啓発に取り組むとともに、依存症治療拠点機関などで行う研修、講座情報の周知を進めます。

◇ 大学生、新社会人等に向けた正しい知識の普及

依存症に関する動画やリーフレットを作成するとともに、バナー広告やデジタルサイネージ等、様々な広報媒体を活用し、ギャンブル等依存症の正しい知識について普及啓発に取り組みます。

また、大学・専修学校等に働きかけ、学生を対象としたセミナーの開催等による啓発等を行います。

◇ ネット依存等に関する正しい知識の普及

青少年や保護者に対して、青少年が安心してインターネットを利用できる環境づくりの一環として、フィルタリング利用の徹底を普及啓発する中で、インターネットの長時間利用やゲーム課金の危険性についても触れていきます。

◇ 「かながわ未病改善ナビサイト」による情報提供

「かながわ未病改善ナビサイト」で、ギャンブル等依存症や、ネット・ゲーム・スマホ依存を防ぐための情報を提供します。

◇ 高校生未満の子どもに対する正しい知識の普及

小学校や中学校を対象とした様々な出前講座の機会にインターネットの長時間利用やゲーム課金の危険性について周知するなど、依存症に対する正しい理解に向けた普及啓発に取り組みます。

コラム『ゲームの「ガチャ」機能について』

【「ガチャ」の危険性】

国内のゲームアプリ・オンラインゲームでは、ゲーム内のキャラクターやアイテムを手に入れるために「ガチャ」を回すことが一般的になっています。

多くのゲームでは、ゲームをより有利に進めるためのアイテムを入手する方法として、ユーザーはガチャを回します。

こういったガチャは、現在ギャンブル等依存症対策基本法におけるギャンブル等には含まれませんが、射幸性が高いものと考えられており、欲しいアイテムが出た時や、あるいはガチャを回すこと自体を「報酬」と認識し、やめたくてもやめられなくなってしまうことがあります。

【金銭的な問題】

ガチャを無料で引くことができるゲームも多くありますが、課金をしてゲーム内通貨を手に入れる必要のあるゲームもあります。

そういったガチャにかかるお金は、1回数十円から数百円と様々で、同じゲームの中でも1回当たりの金額が異なるガチャが併設されている場合も多いです。

課金の方法も様々で、実際の現金を使ってコンビニエンスストアなどでギフトカードを購入することも可能です。

一方、その他のインターネット上のギャンブル等と同様に、クレジットカードや電子決済、スマートフォンのキャリア決済などで課金ができるため、自身の支払い能力を超えた課金をしてしまう方もいます。

ゲームは楽しいものですが、自身の生活や金銭的に無理のない範囲で楽しむことができるよう、注意が必要です。

【参考文献】

- ・文部科学省 『「ギャンブル等依存症」などを予防するために』（平成31年3月）
- ・久里浜医療センター・ゲーム依存相談対応マニュアル作成委員会 『ゲーム依存相談対応マニュアル』（令和4年3月）

ウ 関係機関との連携体制の強化

【現状】

- ・ 様々な関係機関同士が連携し、切れ目ない支援を行えるよう、会議体を設置しています。

- ・ 県ギャンブル等依存症対策推進協議会
(市町村、事業者、医療機関や回復支援施設等により構成)
- ・ 依存症治療拠点機関等連携会議
(依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関により構成)
- ・ 依存症相談拠点機関連携会議
(県及び政令市の依存症相談拠点機関により構成)
- ・ 地域依存症対策担当者会議
(県精神保健福祉センター・保健福祉事務所・センター及び保健所により構成)
- ・ ギャンブル等依存症対策に係る庁内会議
(消費生活、福祉、雇用、教育、警察等の関係所属により構成)
- ・ 市町村自殺・依存症対策主管課長会議
(市町村自殺・依存症対策主管課、保健福祉事務所・センターにより構成)

【課題】

- ・ ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及のためには、県、市町村、関係事業者、相談機関、治療機関が連携して啓発活動を行う必要があります。
- ・ また、ギャンブル等依存症は、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、対策の推進にあたっては、これらの問題に関して、関係機関の連携体制の強化が求められています。

【施策】

◇ 関係機関と連携した普及啓発の取組

ギャンブル等依存症問題啓発週間等における市町村や事業者等関係機関と連携した普及啓発の取組について検討し、取組を進めます。

◇ アルコールや薬物依存症と連携したギャンブル等依存症の普及啓発の取組

アルコールや薬物依存症に係る研修、講演会、家族講座等の取組と連携し、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

(2) こころの健康づくり

ア 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

【現状】

- ・ ギャンブル等依存症などの行動^{しへき}嗜癖に至る背景には、ストレスなどのこころの問題があると言われており、依存症の発症防止にはメンタルヘルス対策も重要です。
- ・ 近年、長時間労働や職場でのハラスメント等により心身の疲労やストレスを感じる労働者が増加し、これを原因とした過労死や過労自殺等が社会問題となるなど、職場におけるメンタルヘルス対策が大きな課題となっていることから、労働者に対する相談等、職場におけるメンタルヘルス対策の推進に取り組んでいます。
- ・ 令和4年度、精神障害に関する労災申請の請求件数は2,683件でした。

【課題】

- ・ 職場におけるメンタルヘルス対策を推進するためには、労働者自身の努力だけでなく、事業主に対して、法定のストレスチェックの実施やハラスメントの防止等の職場におけるメンタルヘルス対策の重要性を普及啓発することが必要です。
- ・ また、企業の中間管理職や監督者等が、従業員のメンタルヘルスについて理解を深める取組が必要です。

【施策】

◇ メンタルヘルス講演会の開催

事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、経営層や人事労務担当者を対象に講演会を開催します。

◇ 職場のハラスメント対策等

職場におけるハラスメント対策として、毎年12月に「職場のハラスメント相談強化月間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行います。

◇ 職域研修会の実施

保健福祉事務所・センター及び保健所が各地域の労働基準監督署と連携し、企業の人事管理担当者や健康管理センターの担当者を対象にした研修会を実施します。

◇ 働く人のメンタルヘルス相談の実施

かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施します。

イ 地域におけるこころの健康づくりの推進

【現状】

- ・ ギャンブル等依存症などの行動^{しへき}嗜癖に至る背景にはストレスなどのこころの問題があると言われており、依存症の発症防止にはストレスを一人で抱えず、適切な相談につなげることが大切です。そこで、精神保健福祉センターや保健福祉事務所・センター等様々な相談機関で相談支援を行っています。
- ・ また、若い世代など電話相談にハードルを感じる方が利用しやすいようLINEを活用した相談支援も行っています。
- ・ SNS等を利用し情報発信を行うとともに、県の相談窓口につなぐ取組を行っています。

【課題】

- ・ 「こころの電話相談」やLINE相談は、孤立を防ぎ、自殺の予防を図ることを目的に、広くこころの健康に関する相談を実施していますが、一人でも多くの方が利用できるよう継続して取り組む必要があります。
- ・ また、インターネットやSNS等を利用し、相談が必要な方を適切な窓口につなぐ取組を引き続き推進する必要があります。
- ・ 地域におけるこころの相談機能の充実を図るために、保健福祉事務所・センターでは、精神保健福祉相談等、電話や来所による相談支援や訪問支援等について、更に取り組むことが必要です。

【施策】

◇ こころの電話相談

精神保健福祉センターにおいて、県民を対象に、こころの健康について悩みがある方の相談を受ける「こころの電話相談」をフリーダイヤルで実施します。

◇ 精神保健福祉相談事業

保健福祉事務所・センター、市保健所において、こころの健康について悩みがある方の電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。

◇ いのちのほっとライン@かながわ

若年層を中心に幅広く利用されている LINE を活用し、電話にハードルを感じる方に相談しやすい窓口を提供するとともに、相談員への研修の充実、民間団体等の相談窓口との相互連携を推進し、相談体制を充実させていきます。

◇ X（旧 Twitter）等広告事業

X（旧Twitter）上の投稿・検索結果において、自殺願望等につながる表現が確認された場合、広告を表示させ、県の相談窓口へつなぐ取組を行うとともに、他のメディアにおける同様の取組についても検討していきます。

◇ 女性電話相談室

経済、職業、住宅、家族など、日常生活を送るうえで起こる様々な問題を抱える女性からの相談を受けています。

◇ かながわひとり親家庭相談 LINE

毎週火曜日、木曜日、土曜日の 14 時から 21 時に相談できる LINE 相談窓口を開設し、離婚に伴う様々な悩みや仕事、子育て、教育費等の生活上の不安、困りごとについて、相談員が相談者との対話を通じて、多岐にわたり、かつ複合的な課題を整理し、必要に応じて支援制度や専門窓口を案内します。

ウ 学校におけるこころの健康づくりの推進

【現状】

- ・ ギャンブル等依存症などの行動^{しへき}嗜癖に至る背景にはこころの問題があると言われており、学校教育においてもその心理的ストレスの原因を知り対処の仕方を身につける取組を進めることが大切です。また、家庭を含む児童・生徒の置かれた環境に起因する課題も考えられます。そこでスクールカウンセラー^{※1}、スクールソーシャルワーカー^{※2}、スクールメンター^{※3}を配置し、児童・生徒及び保護者の相談等を行っています。

【課題】

- ・ 児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応することができるよう、スクールカウンセラーとも連携し、教職員に対して、ストレス対処法等について正しい理解や知識を更に普及していくことが必要です。
- ・ また、児童・生徒が自身のこころの課題に気づき対処するためのこころの健康づくりや「SOSの出し方に関する教育」を実施する際には、保健師、社会福祉士、公認心理師、臨床心理士等の地域の外部人材を活用することで児童・生徒に対して自らが必要に応じて相談相手になりうることを直接伝えることができ、家庭への支援も可能となります。このように、学校と地域が連携・協力した取組を推進することが求められています。
- ・ さらに、ギャンブル等を開始する年齢は10～20代が多くを占めることから、若年層を対象としたギャンブル等依存症の正しい知識や、アルコール、薬物など他の依存症とも共通するこころの問題やその対処方法等について普及を進める必要があります。

※1 スクールカウンセラー：臨床心理士等の心理の専門家であり、こころの悩みを抱える児童・生徒、保護者に対して、相談や助言を行っています。

※2 スクールソーシャルワーカー：社会福祉に関する知識や技術を有する専門家であり、課題を抱えた児童・生徒が置かれる家庭環境等への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を行っています。

※3 スクールメンター：学校生活の様々な機会に生徒と関わり、生徒の悩みや相談に耳を傾けながら教職員と連携し、学校全体で生徒一人ひとりに目の行き届いた支援を行っています。

【施策】

◇ **スクールカウンセラー配置活用事業**

不登校等の未然防止や早期対応を図るため、こころの課題に関して専門的知識を有する公認心理師、臨床心理士等をスクールカウンセラーとして県内の政令市を除く全ての公立中学校へ週1日配置（重点配置校は週2日）しており、令和5年度から全ての県立高等学校及び中等教育学校に原則週1日配置するとともに、アドバイザーを各教育事務所に、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールカウンセラーへの助言・指導を行います。

◇ **スクールソーシャルワーカー配置活用事業**

社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを各教育事務所に配置しており、令和5年度から全ての県立高等学校及び中等教育学校に原則週1日配置するとともに、アドバイザーを各教育事務所に、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールソーシャルワーカーへの助言・指導を行います。

◇ **県立高等学校等へのスクールメンター配置活用事業**

いじめ、不登校、自殺（自傷行為）等の問題に対応するため、学校生活の様々な機会に生徒と関わり、生徒の悩みや相談に耳を傾けながら教職員と連携するスクールメンターを配置し、学校全体で生徒一人ひとりに目の行き届いた支援を行います。

◇ **教職員向け研修会への講師派遣**

教職員向け研修会に対して、講師を派遣することにより、児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応することのできる教職員の育成に取り組みます。

◇ SOSの出し方に関する教育の推進

「いのちの授業」の取組に位置づけたり、保健師、社会福祉士、公認心理師、臨床心理士等の地域の外部人材の活用を図ったりするなど、各学校の実情や児童・生徒の発達段階に応じた、「SOSの出し方に関する教育」に取り組みます。

また、総合教育センターで実施している「24時間子どもSOSダイヤル」「中高生SNS相談@かながわ」等の相談窓口について児童・生徒への周知を図ります。

◇ 地域連携による高校生のこころサポート事業

生徒の抱える多様な困難は、学校の教育機能だけでは対応が困難な事例が多く、生徒の支援については、様々な知識や技能を持つ地域の関係機関と連携することが必要です。

本事業では、高等学校が地域の関係機関と連携し、生徒の安定した学校生活を支援するため、こころのサポートや自殺予防を講演会や研修、ケース会議などを通じて推進します。

エ 心のサポーター養成事業の推進

【現状】

- ・ 国では、地域における精神疾患やメンタルヘルスについて、普及啓発に寄与するとともに、精神疾患の予防や早期介入につなげることを目的として、「心のサポーター※¹養成事業」を令和3年度から開始しており、本県では「心のサポーター養成研修」を実施し、「心のサポーター」を養成しています。

【課題】

- ・ 精神疾患についての普及啓発の一環として、精神疾患やメンタルヘルスに対する理解を促進するため、引き続き多くの「心のサポーター」を養成する必要があります。

【施策】

◇ 心のサポーター養成研修の実施

精神疾患への普及啓発の一環として、うつ病などの心の病気を学び、心の不調に悩む人のサポートをする「心のサポーター」を養成する、心のサポーター養成研修を引き続き実施します。

※1 心のサポーター：メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族に対してできる範囲で手助けをする人のことを指しています。

(3) ギャンブル等の不適切な誘引防止

ア 事業者等への配慮要請

【現状】

- ・ 関係事業者においては、国の「ギャンブル等依存症対策基本計画」等に則り、ギャンブル等依存症に係る注意喚起や、本人または家族からの申告に応じた入場やアクセスの制限、20歳未満の者の購入禁止等の取組を行っています。

<関係事業者による取組>

○ 川崎競馬における取組

項目	取組内容
普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 場内主要箇所へのポスター等の掲示 ・ ホームページでの注意喚起 ・ 場内放送を活用した啓発 ・ 本場開催中、モニターでの放送 ・ 職員に対しての研修開催
本人・家族申告によるアクセス制限の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人または家族からアクセス制限の申告があった場合に、ヒアリングのうえ入場制限を実施 <p>【参考】 本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（令和2年度～4年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人申告に基づき実施したもの：0件 ・ 家族申告に基づき実施したもの：0件
競馬場・場外馬券売場における20歳未満の者の購入禁止の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20歳未満の者に対して、自動発払機への注意喚起ステッカーの貼付や巡回警備を実施
インターネット投票におけるアクセス制限の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南関東4場（川崎、大井、船橋、浦和）で共同運営するインターネット投票システム（SPAT4）において、本人及び家族からの申告によるアクセス制限制度と、本人からの申請による限度額管理システムを導入済み。 <p>【参考】 アクセス制限申告件数（令和2年度～4年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人申告に基づき実施したもの：432件 ・ 家族申告に基づき実施したもの：2件

1 発症の防止
 (3) ギャンブル等の不適切な誘引防止

競馬場・場外馬券売場のATMの撤去	<ul style="list-style-type: none"> 競馬場・場外馬券売場のATMの撤去 【参考】 ATM設置状況（令和5（2023）年3月末現在） <ul style="list-style-type: none"> 本場における設置数：0台 場外券売所における設置数：0台 ウインズ川崎における設置数：0台
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 相談実績がなく、現在相談員は設置していない。 「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」など相談窓口の周知は、川崎競馬ホームページ及び場内ポスターで実施
従業員教育	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度～4年度まで、書面開催にて従業員向け研修を実施

○ 川崎競輪・平塚競輪・小田原競輪における取組

項目	取組内容
普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> 競輪場ホームページにおける注意喚起及び相談窓口案内を表示 注意喚起ポスター及び相談窓口案内ポスターの掲出 場内放送、モニター、出走表での普及啓発
本人・家族申告によるアクセス制限の強化	<ul style="list-style-type: none"> 本人または家族からアクセス制限の申告があった場合に、ヒアリングのうえ入場制限を実施 【参考】 本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（令和2年度～4年度） <ul style="list-style-type: none"> 本人申告に基づき実施したもの：3件 家族申告に基づき実施したもの：0件
競輪場・オートレース場・場外車券売場における20歳未満の者の購入禁止の強化	<ul style="list-style-type: none"> 警備部門による声掛け、巡回 注意喚起ポスターの掲示 出走表へ注意喚起の記載 ホームページへ注意喚起の掲出
インターネット投票におけるアクセス制限の強化	<ul style="list-style-type: none"> インターネット投票システムにおいて、本人及び家族からの申告によるアクセス制限を実施 令和2～4年度においては、川崎、平塚、小田原競輪に対し、インターネット投票におけるアクセス制限の相談実績なし

1 発症の防止
 (3) ギャンブル等の不適切な誘引防止

競走場・場外券売場のATMの撤去	<ul style="list-style-type: none"> 競走場・場外券売場のATMの撤去 【参考】 ATM設置状況（令和5（2023）年3月末現在） <ul style="list-style-type: none"> 本場における設置数：0台
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 競輪場内開催事務所に相談窓口を設置し、競輪場内の案内所にて案内を周知 【参考】 相談件数（令和2年度～4年度） 計3件
従業員教育	<ul style="list-style-type: none"> 開催事務所従業員、警備従事者に向け、ギャンブル等依存症に関する研修の実施、資料供覧

○ 神奈川県遊技場協同組合（ぱちんこ）における取組

項目	取組内容
普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> のめり込み防止標語の広告媒体への挿入 相談窓口機関（リカバリーサポート・ネットワーク）告知ポスターの掲示 「ギャンブル等依存症問題啓発週間」の告知ポスターの掲示 依存問題 WEB フォーラム動画の公開 X（旧 Twitter）での普及啓発活動
自己申告プログラム、家族申告プログラムの導入	<ul style="list-style-type: none"> 自己申告プログラム・家族申告プログラムの導入と、導入率100%に向けた促進 【参考】 自己申告・家族申告による入場制限の実施店舗（令和5年7月時点現在） <ul style="list-style-type: none"> 自己申告プログラム導入店舗：354店舗（18店舗増） 家族申告プログラム導入店舗：333店舗（72店舗増）
個人認証システム活用に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> 顔認証システムの活用に係るモデル事業など、自己申告・家族申告プログラムの申告対象者が来店した際の把握を容易にする取組を検討予定
入店した客に対する年齢確認	<ul style="list-style-type: none"> 営業所入口に「18歳未満立入り禁止」のステッカー等の表示 「18歳未満立入り禁止及び遊技禁止ポスター」の店内掲示 18歳未満の可能性のある者に対し、身分証明書等による年齢確認 賞品カウンターに「年齢確認シート」を据え置き、18歳未満と思われる者への指差し確認の実施

1 発症の防止
 (3) ギャンブル等の不適切な誘引防止

<p>ぱちんこ営業所のATM等の撤去等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・推進機構が令和2年1月1日～令和4年9月30日までに立入調査を実施 <p>【参考】ATM設置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県下311店舗中93店舗93台設置 <p>【参考】デビットカードシステムが利用可能遊技台</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県下311店舗中16店舗16台設置
<p>出玉規制を強化した遊技機の普及、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の開発・導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度新規機への移行100%完了済み
<p>相談支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談があった場合には、RSNや保健所、精神保健福祉センターへの相談を促し、特に求められた時には「依存症対策全国センター」のホームページを紹介
<p>従業員教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安心パチンコ・パチスロアドバイザーの受講 <p>【参考】県内受講者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度末時点 累計2481人 (令和4年度 92人)
<p>都道府県が選定した依存症治療機関の周知状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年に「安心パチンコ・パチスロリーフレット第2版」を作成し、店舗に設置 ・同リーフレットでは、QRコードを使って、都道府県が選定した「依存症専門医療機関」等の情報が掲載されている「依存症対策全国センター」のホームページが検索可能

○ 一般社団法人パチンコ・パチスロ社会貢献機構における取組

項目	取組内容
<p>自助グループをはじめとする民間支援団体等への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公募に基づき、令和4年度は依存問題に取り組む計8団体に支援、寄付を実施

リカバリーサポート・ネットワーク(RSN)に対する支援状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・21世紀会、全日本社会貢献機構がそれぞれ金銭的支援を行い、神奈川県遊技場協同組合は賛助会員として支援 ・電話相談窓口の告知協力を店内ポスター、ステッカー、折込チラシ等様々なツールで実施
--------------------------------	--

○ 「21世紀会」における取組

項目	取組内容
リカバリーサポート・ネットワーク(RSN)に対する支援状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・21世紀会、全日本社会貢献機構がそれぞれ金銭的支援を行い、神奈川県遊技場協同組合は賛助会員として支援 ・電話相談窓口の告知協力を店内ポスター、ステッカー、折込チラシ等様々なツールで実施
依存症防止に係る実施規程等の制定	<ul style="list-style-type: none"> ・「パチンコ店における依存(のめり込み)問題対応ガイドラインおよび運用マニュアル」を基に、「パチンコ店における依存問題対策ガイドライン」を令和2(2020)年3月に制定・施行
依存症対策に係る第三者機関の設置	<p>【パチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「有識者会議」：21世紀会の諮問機関として、業界の依存問題対策に対して第三者の視点から評価・提言し、より実効性のある取組を促す組織として平成30(2018)年12月に発足 ・平成31年4月、令和2年8月、令和3年8月、令和4年8月に答申を発表しており、平成31年4月の答申では、「業界の取組の状況について実態を把握することが必要ではないか」との提言を受けたことから、全日遊連が令和元年7月から「依存対策実施状況調査」を行うなど、提言に基づく依存防止対策の改善を実施

【課題】

- ・ ギャンブル等については、程度を超えたのめり込みを防止することが重要であるため、ギャンブル等事業者においても、利用者が適切なギャンブル等を行うよう取り組むことが重要です。
- ・ また、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及のためには、県、市町村、関係事業者、相談機関、治療機関が連携して啓発活動を行う必要があります。

【施策】

◇ **事業者の取組の推進**

関係事業者、市町村等関係機関と連携し、ギャンブル等の不適切な誘因防止に取り組めます。

◇ **違法賭博にかかる取組**

警察において、違法な賭博店等に対して厳正な取締りを実施します。

イ 関係機関との連携体制の強化

【現状】

- ・ 様々な関係機関同士が連携し、切れ目ない支援を行えるよう、会議体を設置しています。
- ・ ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、医療、相談支援・社会復帰支援、司法、教育、行政、警察、学識経験者、回復支援施設等、関係事業者、当事者・家族などの関係者による、県ギャンブル等依存症対策推進協議会を設置しています。

- ・ 県ギャンブル等依存症対策推進協議会
(市町村、事業者、医療機関や回復支援施設等により構成)
- ・ 依存症治療拠点機関等連携会議
(依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関により構成)
- ・ 依存症相談拠点機関連携会議
(県及び政令市の依存症相談拠点機関により構成)
- ・ 地域依存症対策担当者会議
(県精神保健福祉センター・保健福祉事務所・センター及び保健所により構成)
- ・ ギャンブル等依存症対策に係る庁内会議
(消費生活、福祉、雇用、教育、警察等の関係所属により構成)
- ・ 市町村自殺・依存症対策主管課長会議
(市町村自殺・依存症対策主管課、保健福祉事務所・センターにより構成)

【課題】

- ・ ギャンブル等依存症対策における普及啓発や不適切な誘因防止のため、行政や関係事業者等の関係機関が連携して取り組む必要があります。

【施策】

◇ 県ギャンブル等依存症対策推進協議会における検討・連携

市町村、事業者、医療機関や回復支援施設等を構成員とした「県ギャンブル等依存症対策推進協議会」において、関係者同士が連携し、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の効果的な普及等について検討し、発症防止の取組につなげます。

◇ 市町村自殺・依存症対策主管課長会議における連携

本県における総合的な自殺対策及び依存症対策を推進するため、県と管内市町村及び関係団体等との連携・情報共有を図ります。